

## 旧遷喬尋常小学校の魅力発信と担い手育成業務プロポーザル審査委員会の設置

真庭市プロポーザル審査委員会規則（平成31年真庭市規則第70号）第3条の規定に基づき設置する旧遷喬尋常小学校の魅力発信と担い手育成業務審査委員会について、組織及び運営に関し必要な事項を下記のとおり定める。

### 1. 目的

旧遷喬尋常小学校の魅力発信と担い手育成業務の実施に伴い、委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、本業務の履行に適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公正に決定する。

### 2. 委員会の名称

旧遷喬尋常小学校の魅力発信と担い手育成業務プロポーザル審査委員会

### 3. プロポーザル方式

公募型プロポーザル

### 4. 審査の対象となる業務

旧遷喬尋常小学校の魅力を発信するとともに旧遷喬尋常小学校の今後の利活用等に関わる担い手の育成につながる事業を実施する事業者を選定する業務

### 5. 所掌事務

- (1) プロポーザル実施に係る要領の審議
- (2) 最優秀提案者を決定するための選定基準に関する審議
- (3) 企画又は技術に関する提案書の審査
- (4) 最優秀提案者の決定に関する審査
- (5) その他事業者の選定に関し必要な事項

### 6. 組織

審査委員会の委員は行政職員6名を持って組織する。

### 7. 委員長

審査委員会に委員長を置き、生活環境部長をもって充てる。

### 8. 会議の公開等

審査委員会の会議の公開、非公開については、委員長が決定する。

### 9. 委員会の庶務

審査委員会の庶務は、生活環境部スポーツ・文化振興課において処理する。